

川崎市病院局行財政改革推進本部設置要綱

令和4年8月31日
4川病総庶第925号

(設置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱（14川総行革第6号）第7条第1項の規定に基づき、川崎市病院局行財政改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 病院局の行財政改革に係る事項について検討し、実施すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 局推進本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織し、別表に掲げる職の者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 局推進本部は、本部長が召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 局推進本部の庶務は、病院局総務部庶務課庶務人事係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	病院事業管理者
副本部長	病院局長
本部員	総務部長
	総務部庶務課長
	総務部庶務課担当課長
	経営企画室長
	経営企画室担当課長
	川崎病院長
	川崎病院副院長
	川崎病院事務局長
	川崎病院事務局庶務課長
	川崎病院事務局庶務課担当課長
	井田病院長
	井田病院副院長
	井田病院事務局長
	井田病院事務局庶務課長
井田病院事務局庶務課担当課長	